

令和 3 年 9 月 6 日

保護者の皆様

摂津市立鳥飼東小学校

校長 中嶋 和明

令和3年度『いじめに関する取組み』について(お願い)

平素は、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。さて、令和2年12月にご協力を賜りました学校アンケート(保護者対象)の結果から、本校の『いじめに関する取組み』について、「否定的」及び「わからない」の回答割合が高い傾向が伺えたことから、改めて積極的な情報発信の必要性を感じ、学校HPのブログ『東っ子日記』を中心に、日々の様子をお伝えするべく更新に励んでおります。令和3年度『いじめに関する取組み』に関して、現在までの主な取組みの内容を紹介いたします。是非、ご覧いただき、ご家庭でもいじめ防止に向けて話し合うなど、ご協力をお願いいたします。

【主な取組みの内容】

- ①学級担任を中心として、年間を通じ学級活動や道徳をはじめ、あらゆる機会に**未然防止の指導**を実施。
- ②児童との日常会話、保護者との連絡帳・電話・懇談、他の保護者からの情報等、**サインを見逃さない**。

- ③毎週(金)の2限目に『**すこやか委員会(生活指導担当者会議)**』を開催。
管理職、生指担当、首席、養護教諭、支援教育CN、SC、SSW、SSWサポーター等間で情報共有を図る。



- ④**校内メール(掲示板)**を活用して、『すこやか委員会』等の会議録を回覧し、全教職員で情報を共有。
- ⑤いじめを発見した段階で、**保護者(加害、被害とも)へ連絡し、摂津市教育委員会へも報告**。
- ⑥速やかに**ケース会議を開催**(組織的な対応策を校内で検討し、実行する。また、再発防止に努める)。
- ★特に重大案件については、本校の『いじめ防止基本方針』に基づき、摂津市教育委員会の担当者にも同席を依頼し、少年サポートセンター(子どもの立ち直り支援機関)等へ報告・連絡・相談を行う。

- ⑦**豊中少年サポートセンターから講師を招き『非行防止教室』**(5年生対象)を実施。暴言・暴力を含む犯罪防止に向けての講話。
<5/27 HP で紹介>



- ⑧**人権集会『いじめについて考える』を実施**。<6/14 HP で紹介>
校長講話「いじめの矢」、絵本「いじめだよ!」の読み聞かせを行い、全校でいじめについて考えた後、振り返り(感想文)の記入。<摂津市教育委員会が作成したYouTube動画で、本校の取組みが紹介されています。是非、ご覧ください。>

- ⑨**第五中学校区での生活指導部会**を
学期毎に定期的に実施。

＜6/17 HP で紹介＞

※次回、9/22 に本校で開催予定。



- ⑩**スクール・ロイヤーを招き、教職員向けに『いじめ対策研修』を実施。**

＜6/25 HP で紹介＞本校で起こったいじめ事例を元に、具体的に組み込まなければならないことや会議録の作成などについて弁護士から法的な視点による指導・助言。研修後、本校の『いじめ防止基本方針』を改訂。＜6/25 HP へ改訂版を再掲＞

- ⑪**『命の詩』の紹介**

(5年生道徳)。

＜6/30 HP で
紹介＞



- ⑫**掲示物による児童
への啓発活動**

(保健室前)。

＜7/7 HP で紹介＞



- ⑬**鳥飼東公民館など、近隣施設からの情報提供。**

- ⑭**『生活アンケート』を学期毎に実施。**＜7月・12月・3月(予定)＞

★いじめ事案については、内容がそれぞれ異なるため、ケース・バイ・ケースの対応が求められることが多く、一概には言えないものの、発見した際には、『①関係児童(被害・加害)から詳しく話を聴き取る(片方の言い分を鵜呑みにせず、両者の言い分を聴き、食い違いを擦り合わせる)→②必要に応じて、周りの児童からも話を聴き取る→③加害児童に反省を促す→④同じ過ちを繰り返さないよう、加害児童に約束させた上で謝罪の場を設ける(場合によっては、保護者に同伴いただく)→⑤継続的に、あらゆる場面で関係児童(被害・加害)の様子を見守り、再発防止を図る。』という一連の流れに沿って指導にあたっています。

★特に、コミュニケーション能力の不足(自分の思いを上手く相手に伝えられない)や、相手への思いやりの不足(相手の気持ちを推し量ることができない)などによって、小さなトラブルから大きなトラブルに発展してしまうケースがよくあります。学校という集団生活を送る場で、対人関係づくりの未熟な児童が、日々、顔を合わせ、ともに様々な学習活動を行います。勿論、『何も起こらないこと』が理想的ですが、なかなかそうもいきません。今後も「いじめは絶対に許さない」ということを児童に粘り強く語り続け、職員一同、力を合わせて指導にあたっています。

【用語の解説】

CN=コーディネーター(調整を行う担当者)、**SC=スクール・カウンセラー**(学校現場で子どもや保護者の心のケアや支援をする担当者)、**SSW=スクール・ソーシャル・ワーカー**(教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的知識や技術を有する担当者)、**スクール・ロイヤー**(学校で発生する様々な問題について、子どもの利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士)